

防府市防犯灯電気料助成金交付要綱

平成4年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、自治会に対する事務委託及び助成等に関する規則（昭和51年防府市規則第10号）第2条第1項及び第2項に規定する自治会及び地域自治会連合会（以下「自治会等」という。）が維持、管理している防犯灯の電気料に関して助成金を交付することにより、地区自治会活動の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において助成対象となる防犯灯とは、次の各号のいずれにも該当する照明設備をいう。

(1) 自治会等が設置し、かつ、電気料を負担し維持管理するものであること。

(2) 道路を照明する目的で、電柱、電話柱、小柱、軒先等適切な箇所に取り付けられた電灯で、終夜点灯するものであること。

2 次の各号のいずれかに該当する照明設備については、助成対象としないものとする。

(1) 商店街振興を目的とするもの。

(2) 公共用地、寺社の境内、建物の出入口等の照明を目的とするもの。

(3) 広告物、看板、案内板等の照明を目的とするもの。

(助成金の交付)

第3条 市長は、防犯灯の電気料に対し助成金を交付するものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる防犯灯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 40ワット未満の電灯 1灯当たり年額800円

(2) 40ワット以上の電灯 1灯当たり年額1,000円

(申請手続等)

第5条 助成金の交付を受けようとする自治会等の代表者は、防犯灯電気料金助成交付申請書（第1号様式）に7月分の領収書の写し等の書類を添付して、

毎年8月末までに市長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときはその内容を審査し、相当と認めるときは助成金の額を決定し、防犯灯電気料助成交付決定通知書(第2号様式)によりその旨を自治会等の代表者に通知する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正の上使用することができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

防犯灯電気料金助成金交付申請書

年 月 日

（宛先） 防 府 市 長

自治会名

代表者住所

氏名

（電話番号： ）

年度防犯灯電気料金助成金を下記のとおり交付されるよう、関係書類を添えて申請いたします。

記

申 請 金 額

円

自治会等維持管理防犯灯数	灯	
関係書類の添付	7月分の領収書(又は請求書)及び内訳書	
振込先 右の番号を○で囲んでください。 2の場合は、銀行名等を全て記載してください。	1 振興助成金と同じ口座	
	2 振興助成金とは別の口座	
	銀行等の名称	支店等の名称
	預金種別 普通 ・ 当座	口座番号
	口座名	(フリガナ)
義人		

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

防府市長



防犯灯電気料助成交付決定通知書

年度防府市防犯灯電気料助成金について、下記のとおり交付決定しましたので、防府市防犯灯電気料助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

防犯灯 電気料助成金	円（第4条第1号関係） 円（第4条第2号関係） 合計 円
防犯灯数	灯（第4条第1号関係） 灯（第4条第2号関係） 合計 灯
指定金融機関	
種別	
口座番号	※個人情報保護のため、口座番号の下3桁は表示していません。
口座名義人	
振込日	年 月 日